

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 精神通院医療を担当する医療機関の指定
 - 指定障害福祉サービス事業者の指定
 - 指定障害児通所支援事業者の指定
 - 指定一般相談支援事業者の指定
 - 指定居宅サービス等の事業の廃止
 - 保安林の指定予定
- 【公告】
- 特定非営利活動法人の設立認証の申請

健康推進課

障害福祉課

”

”

長寿社会課

治山課

県民生活交通課

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第四百六十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

平成二十六年九月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定した医療機関

名称

所在地

指定年月日

フアーマシイさくら薬局

津山市津山口三二九一六

平成二十六年九月一日

あんず薬局

総社市小寺九九八一四

平成二十六年九月一日

平成26年9月9日 岡山県公報 第11617号

◎岡山県告示第四百六十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成二十六年九月九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ヘルパーステーションあかつき

2 所在地

玉野市胸上七二五

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人瀬戸内会

2 主たる事務所の所在地

玉野市胸上七二五

三 指定年月日

平成二十六年九月一日

四 事業所番号

三三一〇四〇〇三五七

五 サービスの種類

居宅介護、重度訪問介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

訪問介護事業所愛逢傘

2 所在地

井原市木之子町九三―二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人愛逢傘奉仕会

2 主たる事務所の所在地

井原市木之子町九三―二

三 指定年月日

平成二十六年九月一日

四 事業所番号

三三一〇七〇〇一六〇

五 サービスの種類

居宅介護、重度訪問介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

アヴァンセ

2 所在地

浅口郡里庄町里見五三〇一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人ライフプラス

2 主たる事務所の所在地

小田郡矢掛町矢掛八〇九

三 指定年月日

平成二十六年九月一日

四 事業所番号

三三一二七〇〇四四

五 サービスの種類

就労継続支援（A型）

平成26年9月9日 岡山県公報 第11617号

◎岡山県告示第四百六十九号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

平成二十六年九月九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

統合ケアハウス リンクス

2 所在地

備前市伊部一七八五―四

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人コミュニケーションネットワークL i n k s

2 主たる事務所の所在地

備前市伊部一七八五―四

三 指定年月日

平成二十六年九月一日

四 事業所番号

三三五―一〇〇〇三一

五 事業の種類別

放課後等デイサービス

平成26年9月9日 岡山県公報 第11617号

◎岡山県告示第四百七十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十一条の十四第一項の規定により、次の指定一般相談支援事業者を指定した。

平成二十六年九月九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

やかげ地域生活支援センター

2 所在地

小田郡矢掛町矢掛二五四三―一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人あすなる園

2 主たる事務所の所在地

小田郡矢掛町矢掛二五四三―一

三 指定年月日

平成二十六年八月一日

四 事業所番号

三三三二八〇〇〇一四

五 サービスの種類

地域移行支援、地域定着支援

◎岡山県告示第四百七十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項及び第百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十六年九月九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

和デイサービスセンター

2 所在地

岡山県総社市久代一五四九―二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

有限会社KMY

2 所在地

岡山県総社市久代一五四九―二

三 廃止年月日

平成二十六年九月三十日

四 介護保険事業所番号

三三七〇八〇〇七一〇

五 サービスの種類

通所介護

介護予防通所介護

◎岡山県告示第四百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成二十六年九月九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

岡山市北区三和一の五二、一の五六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一の五七、一の五八（次の図に示す部分に限る。）、一の五九、北区長野字拾石山六二二の二七、六二二の二九、六二二の三八、六二二の四七、六二二の五三、六二二の五七から六二二の六〇まで、六二二の六五、六二二の七一から六二二の七三まで、六二二の八五、六二二の八六、六二二の八八、北区富吉二五一四（以上十七筆について次の図に示す部分に限る。）、二五一五の二、二五一五の三、二五一六から二五一八まで、二五一九の一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、二五一九の二、二五二〇の四、二五二〇の八、二五二〇の九、二五二二の三、二五二二の八、二五二六の三、二五二六の九、二五二七、二五二八の二、二五二八の三、二五二九の二から二五二九の四まで（以上十三筆について次の図に示す部分に限る。）、二五三二の七、二五三二の八、二五三二の九、二五三三の六、二五三三の八、二五三三の一一、二五三三の一四、二五三三の一九、二五三三の二四、二五三三の二五、二五三三の二九、二五三三の三〇、二五三三の三三（以上十一筆について次の図に示す部分に限る。）、二五三三の三四、二五三三の三五、二五三三の三六、二五三三の三八（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、二五三三の四三、二五三三の四四、二五三三の四五、二五四一の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は皆伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び岡山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

〔四一七〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があつた。

平成二十六年九月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあつた年月日

平成二十六年九月一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人婚活アシスト

三 代表者の氏名

東川 三郎

四 主たる事務所の所在地

笠岡市吉浜一〇〇四番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、結婚を希望する者に対して、婚活サポートを実施し、誰もが公平に結婚の機会を得ることが出来るよう出逢いの場を提供、結婚後の夫婦間の悩み相談・子育て相談などを実施し、少子高齢化の解消に貢献し、地域社会の活性化に寄与することを目的とする。